



保険セクターの国際的な 規制の動向

(Vol. 34, 2023年4月～5月)



※本資料において示されている見解は、執筆者の私見であり、有限責任監査法人トーマツの公式見解ではありません。

保険セクターの国際的な規制の動向（2023年4月～5月）

内容

A: 豪 APRA、オペレーショナル・レジリエンス規制の実施時期の延期を発表（4月13日）3
B: FSB、サイバー・インシデント報告のコンバージェンスに向けた提言を発出（4月13日）3
C: 米 FSOC、システム上重要な NBFII の指定のプロセスの見直しを提案（4月21日）5
D: 加 OSFI、サイバー・レジリエンスの強化のための新たな枠組みを公表（4月21日）6
E: EIOPA、自然災害にかかる保険のプロテクション・ギャップに関する政策措置を提言（4月24日）	.8
F: 加 OSFI、サードパーティ・リスクの管理にかかるガイドラインを最終化（4月24日）9
G: ESAs、EU の金融システムにおけるリスクと脆弱性に関するレポートを公表（4月25日）11
H: 星 MAS、デジタル・マーケティングの規制案を公表（4月25日）12
I: 米 FRB、米国銀行の破綻にかかるレポートを公表（4月28日）14
J: 英 PRA、2023～2024 年の監督計画を公表（5月2日）15

A: 豪 APRA、オペレーショナル・レジリエンス規制の実施時期の延期を発表（4月13日）

- オーストラリア健全性規制庁（APRA）は、2022年7月に公表した「オペレーショナル・リスク管理に関する健全性基準（案）」¹の最終化に向けた見通しを発表した。主な内容は以下のとおり。
 - 新たな基準の実施時期を、2024年1月から2025年7月に後ろ倒しする。
 - 既存の契約上の取決めについては、移行期間を設けることとし、その更改もしくは2026年7月のいずれか早い時期から新たな基準を適用する。
 - 新たな基準は、2023年に最終化され、追加的なガイダンスとともに公表される。

インプリケーション：実施時期の延期の理由は公表されていないものの、市中協議の中で「準備に時間を要する」とのフィードバックがあったとの報道も見受けられる。欧州のデジタル・オペレーショナル・レジリエンス法（DORA法）²からも伺えるとおり、オペレーショナル・レジリエンスに関して、金融機関が行うべき事項は多岐にわたる。日本では、金融庁が2023年4月に「オペレーショナル・レジリエンス確保に向けた基本的な考え方」を最終化したところであり、日本の金融機関には、主要な国・地域の関係する法規制も参考しつつ、自身のオペレーショナル・レジリエンスの高度化に向けた取組みを進展していくことが期待される。

（出所）APRA ‘APRA provides an update on the implementation of new operational risk standard’

B: FSB、サイバー・インシデント報告のコンバージェンスに向けた提言を発出（4月13日）

- 金融安定理事会（FSB）は、サイバー・インシデント報告（CIR）のより一層のコンバージェンスに向けた16の提言を行った。その背景と主な内容は以下のとおり。
 - 背景：グローバルの金融システムの相互関連性は、ある金融機関において生じたサイバー・インシデントが国境やセクターを超えて波及することを可能にする。インシデントに関するタイムリーで正確な情報は、インシデントへの実効的な対応のみならず、金融安定を確保する上でも重要となる。したがって、サイバー・インシデント報告のクロスボーダーでのより一層のコンバージェンスを実現することが期待されている。
 - 提言の概要

1. CIR目的の明確化	金融当局は、インシデント報告の目的を明確に定義し、その目的の達成状況を定期的に評価すべきである。
2. CIRの枠組みのより一層のコンバージェンスの促進	金融当局は、CIRの枠組みがクロスボーダーやセクター間でより整合したものとなるよう、取組みを継続すべきである。
3. 共通のデータ要件と報告様式の採択	金融当局は、共通のデータ要件を特定し、また、適当な場合には、インシデント情報の共有のための共通の様式を策定すべきである。

¹ 「保険セクターの国際的な規制の動向（Vol. 25, 2022年7月～8月）」記事Gを参照。

https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202208_ins_regulation.pdf

² DORA法の概要については、「金融機関のオペレーショナル・レジリエンス：欧州デジタル・オペレーショナル・レジリエンス法（DORA）からの示唆」（デロイト・トーマツ、2023年3月）を参照されたい。<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/financial-services/articles/ins/operational-resilience-for-financial-industry.html>

4. 報告要件の段階的な実施	金融当局は、当局のニーズと金融機関が対応すべき事項との優先順位を考慮した上で、報告要件を段階的に実施すべきである。
5. 適切なインシデント報告のトリガーの選定	金融当局は、CIRの枠組みの設計の一環として、様々な報告のトリガーを比較考量すべきである。
6. 第一報の報告期間の検討	金融当局は、第一報の報告期間の設定の仕方がもたらす帰結を検討すべきである。
7. 解釈のリスクを最小化するための詳細の提供	金融当局は、報告の閾値の設定において適度な水準の詳細さを提供し、共通の用語や事例付きの補足的ガイダンスを用いることなどにより、共通の理解の促進と解釈のリスクの最小化を図るべきである。
8. 重要性に基づくトリガーとタイムリーな報告の促進	重要性の閾値を用いる金融当局は、金融機関が重要なインシデントを速やかに報告できるよう、閾値の文言を微調整する、もしくは、他の適切なアプローチを検討すべきである。
9. CIRとサイバー・インシデントへの対応と復旧（CIRR）の実効性の評価	金融当局は、現在の監督・規制の一環として、金融機関のCIR、ならびに、CIRRのプロセスおよび手順の実効性を検証する手法を検討すべきである。
10. アドホックなデータ収集	金融当局は、CIRの枠組みを、必要な監督上の措置で補完する方法を検討すべきである。
11. クロスボーダーでの情報共有の阻害要因への対応	金融当局は、CIR情報のクロスボーダーでの共有にかかる法的な課題に対応する方法を検討すべきである。
12. 報告することのメリットの相互理解の醸成	金融当局は、インシデント報告の価値と重要性に対する認識を高め、金融機関が直面する潜在的な課題を理解し、また、正当な場合には、それらに対応するアプローチを特定するため、金融機関と定期的に対話すべきである。
13. 実効的なCIRのコミュニケーションにかかるガイダンスの提供	金融当局は、CIRにおける実効的なコミュニケーションを促進するためのツールやガイドラインの策定を検討すべきである。
14. CIRをサポートする対応のクイパリティの維持	金融当局は、継続的に、CIRを直接的にサポートするサイバー・インシデント対応のクイパリティにおけるギャップを特定し、対応すべきである。
15. 関連するサイバー・インシデントを特定するための知識の蓄積	金融当局と金融機関は、イベントや脆弱性、インシデント情報を金融セクター内で積極的に共有するためのメカニズムの構築に向け協働すべきである。
16. 機微情報の保護	金融当局は、機微情報が常に保護されるよう、インシデント情報の管理の安全な形態を実践すべきである。

インプリケーション：本提言を受け、今後、関係する国際機関や各国・地域において、CIRにかかる具体的なガイダンス等が策定されることが予想される。

（出所）FSB ‘Recommendations to Achieve Greater Convergence in Cyber Incident Reporting: Final Report’

C: 米 FSOC、システム上重要な NBFi の指定のプロセスの見直しを提案（4月21日）

- 米国金融安定評議会（FSOC）は、6月27日を期限として、①連邦準備制度理事会（FRB）の監督と健全性基準に従うノンバンク金融機関（NBFi）の指定の手続きに関する解釈上のガイダンス（案）、②金融安定リスクの特定、評価および対応のための分析の枠組み（案）、をそれぞれ市中協議に付した。
- システム上重要なNBFiの指定の手続きに関する解釈上のガイダンス（案）について、2019年のガイダンスからの主要な変更点は以下のとおり。
 - システム上重要なNBFiを指定するに際し、2012年および2019年のガイダンスにおいて義務付けられていた各指標の実質的な（substantive）分析の廃止（FSOCによる分析のアプローチの透明性は、下記の「分析の枠組み」を策定することによって確保される。）も、また、「米国の金融安定に対する脅威」の定義について、影響の程度は事後的にしか分からないとの理由などから、「経済に甚大な影響を与える」との文言を削除。
 - システム上重要なNBFiを指定する前に「活動ベースのアプローチ（activities-based approach）」を用いて米国の金融安定に対する脅威に対応しなければならない、との規定を削除。また、2019年のガイダンスでは「NBFiの主たる監督当局がFSOCによって特定された潜在的なリスクに適切に対応しない場合、FSOCは当該金融機関の指定を検討し得る」とされていたところ、本改正案では、「FSOCのスタッフ・レベルの委員会が、（指定を念頭に）潜在的なリスクを予備的に特定し、評価できる」ことを明記。
 - 2019年のガイダンスで求められていた指定前の「コスト・ベネフィット分析」と、その一環として行うこととされていた「NBFiの財務の健全性の重大な悪化の可能性の分析」を廃止。
- 金融安定リスクの特性、評価および対応のための分析の枠組み（案）の概要は以下のとおり。

位置付け	<ul style="list-style-type: none"> • 新たな分析の枠組みは、FSOCが米国の金融安定に対する潜在的なリスクを特定し、評価し、対応するためのアプローチを示すもの。
潜在的なリスクの特定	<ul style="list-style-type: none"> • FSOCは、米国の金融安定に対する潜在的なリスクを特定するため、関係する国内外の金融監督当局と協議の上、金融市場、金融機関およびマーケットの動向をモニターする。 • モニタリングの対象となる金融市場には、債券、融資、短期調達、株式、商品、デジタル資産、デリバティブ、ならびに、その他の法人向け・個人向け金融商品およびサービスが、金融機関には、銀行、ブローカー・ディーラー、アセット・マネジャー、投資会社、保険会社、不動産担保ローンのオリジネーターとサービサー、スペシャルティ・ファイナンス会社が、マーケットの動向には、サイバーセキュリティや気候関連の財務リスクが、それぞれ含まれる。

潜在的なリスクの評価	<ul style="list-style-type: none"> リスクの伝播チャネルとして考えられるのは、①直接的もしくは間接的なエクスポージャー、②資産の早期流動化、③重要な機能とサービス、④ビジネス・モデル等を通じた伝播等。 米国の金融安定に対する潜在的なリスクは、以下の指標等を用いて評価する。 																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>具体的な指標の例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レバレッジ</td> <td>株式に対する資産、リスク加重資産、負債、デリバティブ負債もしくはエクスポージャー、オフバランスシート債務の割合等</td> </tr> <tr> <td>流動性リスクとマチュリティ・ミスマッチ</td> <td>処分上の制約を受けない短期の質の高い流動性資産に対する短期調達比率、利用可能な短期調達の予期せぬ減少を満たすための調達余力等</td> </tr> <tr> <td>相互関連性</td> <td>総資産、オフバランスシート資産・負債、総負債、デリバティブのエクスポージャー、証券金融取引の残高、潜在的な担保提供要求の規模、特定の種類の金融資産の保有等</td> </tr> <tr> <td>オペレーショナル・リスク</td> <td>サイバーセキュリティ・インシデント、重要なインフラストラクチャーの規模感等</td> </tr> <tr> <td>複雑性もしくは不透明さ</td> <td>活動している国や関連会社の数等</td> </tr> <tr> <td>不十分なリスク管理</td> <td>資本と流動性の量等</td> </tr> <tr> <td>集中リスク</td> <td>関係する金融市場のセグメントにおけるシェア</td> </tr> </tbody> </table>	指標	具体的な指標の例	レバレッジ	株式に対する資産、リスク加重資産、負債、デリバティブ負債もしくはエクスポージャー、オフバランスシート債務の割合等	流動性リスクとマチュリティ・ミスマッチ	処分上の制約を受けない短期の質の高い流動性資産に対する短期調達比率、利用可能な短期調達の予期せぬ減少を満たすための調達余力等	相互関連性	総資産、オフバランスシート資産・負債、総負債、デリバティブのエクスポージャー、証券金融取引の残高、潜在的な担保提供要求の規模、特定の種類の金融資産の保有等	オペレーショナル・リスク	サイバーセキュリティ・インシデント、重要なインフラストラクチャーの規模感等	複雑性もしくは不透明さ	活動している国や関連会社の数等	不十分なリスク管理	資本と流動性の量等	集中リスク	関係する金融市場のセグメントにおけるシェア
	指標	具体的な指標の例															
	レバレッジ	株式に対する資産、リスク加重資産、負債、デリバティブ負債もしくはエクスポージャー、オフバランスシート債務の割合等															
	流動性リスクとマチュリティ・ミスマッチ	処分上の制約を受けない短期の質の高い流動性資産に対する短期調達比率、利用可能な短期調達の予期せぬ減少を満たすための調達余力等															
	相互関連性	総資産、オフバランスシート資産・負債、総負債、デリバティブのエクスポージャー、証券金融取引の残高、潜在的な担保提供要求の規模、特定の種類の金融資産の保有等															
	オペレーショナル・リスク	サイバーセキュリティ・インシデント、重要なインフラストラクチャーの規模感等															
	複雑性もしくは不透明さ	活動している国や関連会社の数等															
不十分なリスク管理	資本と流動性の量等																
集中リスク	関係する金融市場のセグメントにおけるシェア																
潜在的なリスクへの対応	<ul style="list-style-type: none"> 関係当局間の連携と情報交換、関係当局や議会に対する提言、FRBの監督に服するシステム上重要なNBFIの指定、システム上重要な決済・清算機関の指定、システム上重要な金融市場ユーティリティの指定などを通じて、潜在的なリスクに対応する。 																

インプリケーション：これらの案が承認されることとなれば、（2019年に、システム上重要なNBFIの指定へのハードルが上がる方向に改正された）FSOCによるシステム上重要なNBFIの指定の要件が大幅に緩和されるものと考えられる。システム上重要なNBFIの指定において、FSOCが活動ベースからエンティティ・ベースへと方向を転換することとなれば、（エンティティ・ベースではなく）アクティビティ・ベースを基礎としていると考えられる保険監督者国際機構（IAIS）の「保険セクターのシステムック・リスクに対するホリスティック・フレームワーク」や、2022年にFSBが決定した「G-IIの指定の停止」³が何らかの影響を受ける可能性も想定される。

（出所）FSOC ‘FSOC Issues for Public Comment Proposed Analytic Framework for Financial Stability Risks and Proposed Guidance on Nonbank Financial Company Determinations’

D: 加 OSFI、サイバー・レジリエンスの強化のための新たな枠組みを公表（4月21日）

- カナダ金融機関監督庁（OSFI）は、OSFIが主導する金融機関のサイバー・レジリエンスの評価の枠組みを公表した。主な内容は以下のとおり。

³ 「保険セクターの国際的な規制の動向（Vol. 29, 2022年11月～12月）」記事Mを参照。

https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202212_ins_regulation.pdf

<p>目的、定義 および対象</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本文書の目的は、OSFIがリードする情報主導のサイバー・レジリエンス・テスト（Intelligence-Led Cyber Resilience Testing：I-CRT）のメソドロジーやプロセスを概説すること。 I-CRTは、重要なビジネス機能を対象として、金融機関のサイバー・レジリエンス（統制、回避のための施策、検知のケイパビリティを含む。）を評価する。金融機関は、その結果を踏まえ、改善策を策定し、実施する。 I-CRTの概念は、すべての金融機関に適用可能である。他方で、現時点では、I-CRTは、基本的には、システム上重要な銀行（SIBs）および国際的に活動する保険グループ（IAIGs）に適用される。（その他の金融機関は、OSFIに対して、I-CRT評価の実施を求めることができる。）
<p>関係するステークホルダーと、その役割および責任</p>	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関のコントロール・グループ（CG）：金融機関の上級経営陣は、I-CRT評価の実施に全責任を有するCGを立ち上げる。 CG調整者（CGC）：CGのすべての活動を調整する。 OSFI：I-CRT評価を実施する。 脅威インテリジェンス・サービス・プロバイダ（TIP）：脅威インテリジェンス・サービスを提供する。 レッド・チーム・サービス・プロバイダ（RTP）：レッド・チーム・テスト（RTT）計画を策定し、実行する。
<p>I-CRTのプロセス</p>	<ul style="list-style-type: none"> I-CRTは、以下の4つのフェーズから成る。 <ul style="list-style-type: none"> ①初期（6～8週間）：OSFIによる金融機関の選定と選定された金融機関に対する通知、金融機関によるCGの立上げ、金融機関とOSFIによるスコープの特定、サービス・プロバイダの選定等。 ②脅威インテリジェンス（6～10週間）：TIPによる脅威インテリジェンス計画の策定、TIPによる脅威情報の収集・分析、TIPによるサイバーの脅威のシナリオの策定、TIPによる脅威インテリジェンス・レポートの作成等。 ③実施（8～12週間）：RTPによるレッド・チーム・テスト（RTT）計画（RTTシナリオを含む。）の策定、CGによるRTT計画の承認、RTPによるI-CRTの実施、RTPによるRTTレポートのドラフト、関係者（CG、OSFI、RTP、TIP）によるRTTレポートのレビュー、RTPによるRTTレポートの最終化（RTPによる金融機関のインシデントの検知と復旧のケイパビリティの評価を含む。）等。 ④完了（4～6週間）：金融機関による改善計画の取りまとめ、OSFIから金融機関に対する結果の通知、金融機関からOSFIに対する報告等。

インプリケーション：例えば、金融庁が2022年2月に公表した「金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針（Ver. 3.0）」では、「保険会社についても、インシデントの発生状況等を踏まえ、引き続き、検査・モニタリングを通じ、リスクベースでサイバーセキュリティ管理態勢を検証する」との方針が示されている。また、同年8月の「2022事務年度金融行政方針」においても、「業態横断的なサイバーセキュリティ演習を目下のサイバー攻撃の脅威動向や新たな事例を踏まえたシナリオで実施することで、金融機関のサイバーセキュリティの強化に一層努める」ことが示されている。OSFIによるI-CRTはIAIGsも対象としていることから、日本のIAIGsには、カナダのIAIGsを意識して取組みを進めていくことも期待される。

E: EIOPA、自然災害にかかる保険のプロテクション・ギャップに関する政策措置を提言 (4月24日)

- 欧州保険・年金監督局 (EIOPA) と欧州中銀 (ECB) は、6月15日を期限として、気候関連の自然災害にかかる保険のプロテクション・ギャップに関するディスカッション・ペーパーを市中協議に付した。その背景は、以下のとおり。
 - EUにおける異常気象や気候関連のイベントによって生じる損害のうち、付保されているものは全体の約25%にすぎず、いくつかの国では、その割合は5%に満たない。
 - 自然災害にかかる保険のプロテクション・ギャップは、気候変動によって、中長期的にさらに拡大し得るほか、金融安定に対するリスクも生じさせ得る。
- 同市中協議文書において示された「潜在的な政策措置」の概要は以下のとおり。

第1層 (低～中程度の損害にかかる政策措置)	<ul style="list-style-type: none">• インパクト引受 (保険契約者に対して、事前の措置を講じることで、気候関連の危険に対するエクスポージャーを低減させることを動機付ける引受) を通じた動機付け。保険料と紐づいたリスクベースのインセンティブは、保険契約者の現状の脆弱性に対する認識を高め得る。保険料の割引は、保険契約者が気候関連の危険に対する物理的リスクのエクスポージャーを最小化するための施策を実施するインセンティブを与え得る。• 災害に対する私的保険のカバレッジの水準を引き上げるためには、気候関連のリスクや関係する適応のための施策に対する保険契約者の認識を高めることが何よりも重要となる。
第2層 (高程度の損害にかかる政策措置)	<ul style="list-style-type: none">• 巨大災害リスクにかかる損害保険や再保険の契約期間の多くが1年である。そのことは、保険会社のプライシング・リスクを低減させるものの、保険商品の設計やプライシングに気候関連の要素を取り込むインセンティブを与えない。長期の保険契約とすることで、保険契約者にも気候変動に対する取組みを行うインセンティブを与え得る。他方で、契約の乗換えや価格交渉の面で、保険契約者に不利益を生じさせ得る。• CATボンドを利用することで、巨大災害リスクをより広範な投資家に移転することが可能となるほか、CATボンドの償還期間の「多年性」は、上記の「1年契約」にかかる論点にも対応し得る。他方で、CATボンドの投資家は、その日和見性から、長期の資本の提供者となり得ない可能性もある。• 現状、EUにおいてCATボンドを発行するには、複雑な手続きや高いコストを要することから、バミューダや香港、シンガポールの様に、規制上の手続きを簡素化することは一つの政策措置となり得る。また、公的機関によるCATボンドの発行も、検討し得る政策措置である。

第3層（国家的な取組み）	<ul style="list-style-type: none"> 公的セクターは、国家的な準備基金の設立や民間セクターと共同での保険スキームの構築などを通じて、災害リスク管理の戦略を事前に明確にし、災害が発生した後の偶発的な債務に対応することができる。 国家は、自然災害のコストに対応するための財政上の枠組みを構築すべきである。また、建築物の脆弱性やエクスポージャーの所在地にかかるプロアクティブな措置は、レジリエントな社会の重要な要素となり得る。 民間セクターによって付保された損害を補完する財務的な支援を提供する官民パートナーシップ（PPPs）の構築も政策措置となり得る。PPPsは、レジリエントな巨大災害保険の保障プログラムを構築することに関連するコストと責任が官民でシェアされるものであるべきである。
第4層（EUレベルでの措置）	<ul style="list-style-type: none"> 一つには、自然災害の救済のための欧州の財政基盤を強化することが考えられる。他方で、各国のリスク・プロファイルの違いをどのように勘案するかが重要な要素の一つとなる。

インプリケーション：今後、日本においても自然災害にかかる保険のプロテクション・ギャップはより大きな課題となる可能性があることから、欧州における取組み（政府レベルでの取組みだけでなく、個々の保険会社の取組みも含む。）は引き続き注目に値する。

（出所）EIOPA ‘EIOPA and ECB call for increased uptake of climate catastrophe insurance’

F: 加 OSFI、サードパーティ・リスクの管理にかかるガイドラインを最終化（4月24日）

- カナダ金融機関監督庁（OSFI）は、2022年4月に市中協議に付したサードパーティ・リスクの管理にかかるガイドラインを最終化した。主な内容は以下のとおり。

項目	期待される結果	原則
ガバナンス	ガバナンスと説明責任の構造が、包括的なリスク戦略と枠組みとともに明確に整備される。	<ul style="list-style-type: none"> 原則1：金融機関は、すべての種類のサードパーティ（TP）との取決めから生じるリスクについて最終的な説明責任を有する。 原則2：金融機関は、TPの利用にかかるリスクの特定、管理、低減、モニタリングおよび報告のための説明責任、責務、方針およびプロセスを明確に定めた、TPリスク管理の枠組み（TPRMF）を構築すべきである。
TPリスクの管理	TPによってもたらされるリスクが特定され、評価される。	<ul style="list-style-type: none"> 原則3：金融機関は、TPとの取決めについて、その締結前、および、締結後は定期的に、そのリスクを特定し、評価すべきである。リスクの評価は、取決めの重要性和と比例したものであるべきである。特に、金融機関は、TPの選定を決定するためのリスク評価を行い、取決めのリスクと重要性を（再）評価し、また、十分なリスクの低減と監督のための計画を策定すべきである。 原則4：金融機関は、TPとの契約の締結前、また、取決めのリスクと重要性の水準に応じて継続的に、デュー・ディリジェンスを行うべきである。

		<ul style="list-style-type: none"> 原則5：金融機関は、TPが再委託を行うことによって生じるリスクを特定し、モニターし、管理する責任を有する。
リスク管理 とリスクの 低減	TPによってもたらされるリスクは、金融機関のリスク・アパタイトの枠組みの中で管理され、低減される。	<ul style="list-style-type: none"> 原則6：金融機関は、各主体の権利と責任を明記した、文書による取決めを行うべきである。 原則7：TPとの取決めの期間を通じて、金融機関とTPは、記録とデータの機密性、完全性および可用性を保護するため、適切な措置を設け、維持すべきである。 原則8：金融機関によるTPとの取決めは、TPのパフォーマンスやリスクを適切に監督できるよう、金融機関が正確で包括的な情報にタイムリーにアクセスできることを確保するものであるべきである。金融機関は、TPの独立した監査を実施し、もしくは、依頼する権限を有するべきである。 原則9：金融機関によるTPとの取決めは、事業の中断（disruption）時にオペレーションを実行するための能力を網羅すべきである。それには、事業継続計画や災害復旧計画の維持、テストおよび発動を含む。金融機関は、重要なTPの取決めについて、コンティンジェンシー計画を有するべきである。
モニタリング と報告	TPのパフォーマンスがモニターされ、評価され、また、リスクとインシデントは積極的に対応される。	<ul style="list-style-type: none"> 原則10：金融機関は、義務を満たし、リスクを実効的に管理するサードパーティの能力を検証するため、TPとの取決めをモニターすべきである。 原則11：金融機関およびTPは、ともに、リスクの水準を金融機関のリスク・アパタイト内におさめるため、インシデントを実効的に特定し、調査し、報告し、記録し、修正するための手続きを文書化すべきである。
特別な 取決め	金融機関のTP管理のプログラムは、金融機関がTPとの関係を継続的に特定し、管理することができるものである。	-
技術とサイ バー・リスク	TPが実施する技術とサイバーのオペレーションは、透明で、信頼でき、安全である。	-

インプリケーション：日本の金融機関には、オペレーショナル・レジリエンスを確保するための取組みの一環として、TPリスクの管理の高度化を進めることが期待される。

(出所) OSFI 'OSFI announces new guideline to manage third-party risk'

G: ESAs、EU の金融システムにおけるリスクと脆弱性に関するレポートを公表（4月25日）

- 欧州監督機構（ESAs：欧州銀行監督機構（EBA）、欧州保険・年金監督局（EIOPA）、欧州証券市場監督局（ESMA）から成る。）は、EUの金融システムにおけるリスクと脆弱性に関するレポートを公表した。ESAsは、同レポートにおいて、金融セクターをとりまくリスク環境の不確実性等を指摘するとともに、金融機関や監督当局に向けた政策提言を行っている。同レポートの主な内容は以下のとおり。

<p>金融セクターをとりまくリスク環境</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 最近の成長予測はよりポジティブなものとなり、また、深刻な景気後退は予測されていないものの、経済環境は引き続き不確実である。高いインフレ率も2023年には低下することが予想されるものの、しばらくは高い水準が継続する可能性がある。 • 資産価格の急激な変動は、非金融機関やノンバンク金融仲介機関に予想されない規模のマージン・コールを要求することにもつながっている。高い不確実性と脆弱な市場流動性は、さらなる外的ショックに対する金融システムのレジリエンスを脅かしている。 • 政治的な不確実性は、依然として、金融機関にとってリスク要因となっている。サイバーセキュリティについても、引き続き対応が必要である。
<p>政策措置の提言</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 金融機関と監督当局は、金融セクターにおける資産の質の悪化に引き続き備えるべきである。 <ul style="list-style-type: none"> - 金利の高騰や潜在的なリスク・プレミアムの上昇は、調達コストや事業費の増加につながっているほか、不動産融資や無担保の消費者向け貸付を行う事業者のビジネスに影響を生じさせ得る。 • 政策金利の引上げやリスク・プレミアムの上昇が金融機関や市場参加者に与える広範な影響は、緊密にモニターされ、また、リスク管理において対応されなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> - 金利の上昇は、資産・負債のデュレーション・ミスマッチを抱える保険会社のソルベンシー・ポジションにネガティブな影響を与え得る。 - 銀行は、スイスや米国における銀行の破綻・救済を受けて、より高いコストをかけて、MREL適格債券を追加的に発行する必要がある。 • レバレッジ型ファンドへの投資や緊密にモニターされるべきである金利デリバティブの利用から生じる流動性リスクが存在する。 <ul style="list-style-type: none"> - 信用リスクと流動性リスクのエクスポージャーの拡大と相互に関連した金融システムにおいて果たしている役割とから、資産運用セクターにおけるストレスは、金融システムや経済に伝播する可能性がある。流動性のインバランスやその増幅につながり得る要素は、緊密にモニターされるべきである。 • 金融機関と監督当局は、インフレーション・リスクの影響を認識し、緊密にモニターすべきである。 <ul style="list-style-type: none"> - インフレーションは、コストの上昇、資産価格、消費者の購買力、支払い保険金、金融商品の適合性等に影響を与え得る。 • 銀行は、長期的な財務上のレジリエンスを確保するため、健全な資本の配分方針を有するべきである。

	<ul style="list-style-type: none"> - 銀行は、配当、自社株買い、報酬を慎重に検討すべきである。 • 金融セクターのレジリエンスを確保するため、金融機関のための強固な規制の枠組みを維持することが重要である。 <ul style="list-style-type: none"> - バーゼルIII等の国際的に合意された監督基準は、遅滞なく、また、可能な限り変更を加えることなく、実践されるべきである。また、ソルベンシーIIのレビューに対するEIOPAの助言が尊重されるべきである。 • 金融機関には、気候関連のリスクやより広範なESGリスクの管理に、より一層取り組むことが期待される。 <ul style="list-style-type: none"> - 金融機関は、全社的なリスク管理にESGリスクを統合し、ESGリスクを開示し、また、事業戦略の策定において気候関連のリスクをより一層考慮すべきである。 • 金融機関は、ICTのセキュリティを確保するため、十分なスキルとケイパビリティを有し、また、ICTリスク管理等に十分なリソースを割り当てるべきである。 • 暗号資産の価格の急落は、暗号資産セクターの実効的な規制の必要性をあらためて示している。 <ul style="list-style-type: none"> - 欧州暗号資産市場法（MiCA）はEUにおける暗号資産の規制に対する全体的な枠組みを提供するものとなるが、その確実な実施とともに、国際的な規制のコンバージェンスが不可欠である。
保険セクターの状況	<ul style="list-style-type: none"> • 気候変動による損害の増大を受けて、再保険のキャパシティは、引き続き厳しい状況下にある。特定のビジネス・ラインにおける再保険の取下げ、再保険料や出再者のリテンションの引上げは、気候関連の自然災害にかかる保険のプロテクション・ギャップを拡大し得る。 • 保険会社のソルベンシー・ポジションは、潜在的な損失を吸収するために十分な水準にある。 • 保険セクターは、価格の上限を超えて販売される特定の国の原油の第三国への輸送に対する保険・再保険の提供の禁止によって影響を受け得る。そのような禁止は、ビジネス機会の喪失につながり得るほか、意図せざる制裁の違反といったリスクも生じさせる。

インプリケーション：同レポートにおいて提言されている政策措置は、現下の金融セクターにおける課題を網羅したものであると
 思料される。金融セクターにおける最近の事例等を受け、金融機関には、リスク管理のより一層の高度化が求められていると
 考えられる。

（出所）EIOPA ‘ESAs call for vigilance in the face of mounting financial risks’

H: 星 MAS、デジタル・マーケティングの規制案を公表（4月25日）

- シンガポール金融管理局（MAS）は、6月30日を期限として、デジタル・ツールを利用したマーケティング活動の適切な実施にかかるガイドライン案等を市中協議に付した。主な内容は以下のとおり。

背景	<ul style="list-style-type: none"> • 金融機関は、マーケティング活動にソーシャル・メディアなどのデジタル・メディアをより一層利用するようになってきている。ソーシャル・メディアの利用は、顧客接点を高め得る一方、誤認を与える広告がより広範に、かつ、より速く拡散するリスクがある。MASは、実際に、ソーシャル・メディ
-----------	--

	<p>アにおいて誤認を与え得る以下の様な事例を認識している。</p> <ul style="list-style-type: none"> - ソーシャル・メディアにおけるフォーマットの制約により、商品やリスクに関する重要な情報が省略され、誤認を与えるものとなっている事例。 - 商品名を表示せずに、根拠の無い高いリターンを強調している事例。 - 匿名や偽名で広告が掲載されている事例。
<p>ガイドライン案の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 金融機関の取締役会と上級経営陣は、以下のセーフガードが、デジタル・ツールを利用したマーケティング活動にかかる金融機関の方針、手順、システムおよびプロセスに反映されていることを確保するとともに、デジタル・ツールを利用したマーケティング活動のリスクに適切に対処しなければならぬ。 <ul style="list-style-type: none"> - セーフガード1：金融機関は、自身によるデジタル・メディアの選択が、金融商品やサービスを顧客に対して宣伝するに適したものであることを評価し、確保すべきである。 - セーフガード2：金融機関は、デジタル・メディアの特性や限界を評価し、その利用に関連するリスクに対応すべきである。それには、重要かつ有意な情報を開示することや、それらを明確に表示することを含む。 - セーフガード3：金融機関は、適切なデジタル広告の実務への準拠を確保するため、商品やサービスの仲介者（representatives）に対して、明確なガイダンスと適切な研修を提供すべきである。 - セーフガード4：金融機関は、仲介者やサードパーティ・サービス・プロバイダによって行われるデジタル広告活動を実効的に監視するため、その活動をモニターすべきである。 - セーフガード5：金融機関は、デジタル広告に関連する違法行為や不適切な行為を検知するため、仲介者やその上司に対して適切な懲戒処分を行うべきである。
<p>関連する規定の改正案の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 仲介者が行う、特定の金融商品に言及せずに高いリターンを謳う金融サービスの宣伝等、「商品に関連しない広告（non-product advertisements）」が代理する金融機関の承認を得たものであることを表示することを義務付ける。 • 匿名の広告に対応するため、金融機関および仲介者に対して、自身の監督上のステータス（登録を受けていること等。）を表示することを義務付ける。 • 金融機関は、リード・ジェネレーション会社（lead generation firms）を利用する場合、関係する規制（金融機関の承認なく、仲介者がリード・ジェネレーション会社を利用することは禁止されていること等。）を遵守しなければならないことを明確にする。

インプリケーション：顧客接点のデジタル化が進展する中、デジタル・マーケティングが適切に行われることを確保することは、金融機関にとってより大きな課題となってきている。金融機関には、顧客保護や顧客本位の業務運営の観点から、デジタル・マーケティングのリスクとベネフィットを適切に評価することが期待される。なお、本ガイドラインでは直接的には言及されていないものの、顧客接点における生成系AIの利用も始まっており、今後は、そのリスク評価もより一層重要となろう。

（出所）MAS ‘MAS Proposes Enhanced Safeguards for Prospecting and Marketing of Financial Products’

I: 米 FRB、米国銀行の破綻にかかるレポートを公表（4月28日）

- 米国連邦準備制度理事会（FRB）は、2023年3月10日に破綻した米国の銀行にかかるレポートを公表した。同レポートの作成を主導したFRB副議長が同レポートにおいて示した見解の概要は以下のとおり。

<p>重要な4つの結論</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 同行の取締役会および経営陣は、リスク管理を失敗した。 • 監督当局は、同行の規模や複雑さが増す中、その脆弱性の程度を十分に評価していなかった。 • 監督当局は、脆弱性を認識した際、同行が問題を速やかに解決することを確保するための十分な措置を講じなかった。 • 経済成長、規制緩和および消費者保護法（EGRRCPA法）に対応したFRBのテーラリング・アプローチや監督スタンスの変化が、基準の減少、複雑さの増加、消極的な監督上のアプローチの促進となり、結果として、実効的な監督の妨げとなった。
<p>同行の破綻において考慮すべき事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> • ソーシャル・メディア、高度にネットワーク化され、集中化された預金者のベース、および、テクノロジーの組合せは、銀行の取付け（bank run）のスピードを大きく変化させている可能性がある。ソーシャル・メディアは、預金者が取付けにかかる懸念を即座に拡散することを可能にし、また、テクノロジーは、資金の即時の引出しを可能にしている。 • 金融機関の経営危機（distress）は、その金融機関が大規模でなく、他の金融機関と密接に関係しておらず、あるいは、重要な金融サービスに関与していない場合であっても、伝播を通じてシステム的なイベントとなる可能性がある。 • 本事案は、銀行が強固な資本基盤を有することの重要性を示すものである。同行の直接の破綻の原因は流動性の枯渇であったものの、その根源には、同行の健全性に対する懸念があった。
<p>より強固な監督上の枠組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 本事案では、同行の成長のスピードに応じてより高い監督基準を適用しなかったことが、リスクの特定と監督上の行動の遅れにつながった。 • 監督のスピード、効力（force）および機敏さ（agility）を改善することは優先課題の一つ。それには、以下のものが含まれる。 <ul style="list-style-type: none"> - 金融機関の規模の拡大に応じたより高い監督基準のタイムリーな適用 - 成長のスピードが速く、集中的なビジネス・モデルを有する金融機関の強度なモニタリングを通じたリスクの特定と対応（追加的な資本や流動性要件の賦課や配当の制限を含む。） - 監督能力の強化
<p>より強固な規制上の枠組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> • レジリエンスのためのベースラインを引き上げることも優先課題である。本事案を受け、より強固な監督基準をより広範な金融機関に適用することが適当であることが分かった。現在、資産規模が1,000億米ドル超の銀行に対する規制の再評価を含め、テラー型の規制上の枠組みの見直しを計画している。

	<ul style="list-style-type: none"> • その他、見直しが必要な規制・監督のアプローチには以下のものが含まれる。 <ul style="list-style-type: none"> - 銀行による金利リスクの管理の規制・監督手法 - 流動性リスクの規制・監督手法（預金保険の対象とならない預金の流動性リスク管理の高度化や流動性規制の適用対象の拡大を含む。） - 資本要件（その他有価証券の未実現損益の勘案を含む。） - ストレス・テストの実施対象 - 銀行の経営陣の報酬体系
--	---

インプリケーション：最近の金融セクターにおける事案から、「新たな時代の金融破綻」の検討の必要性が認識された。他方で、金融機関による健全なカルチャーの醸成やリスク管理の徹底、監督当局によるリスクベースでの厳格な監督は、顧客を保護し、また、金融システムの安定性を確保する上で恒常的に重要な要素である。その意味で、同レポートにおいてそれらの要素が課題として認識されていることは興味深い。

（出所）FRB ‘Federal Reserve Board announces the results from the review of the supervision and regulation of Silicon Valley Bank, led by Vice Chair for Supervision Barr’

J: 英 PRA、2023～2024 年の監督計画を公表（5 月 2 日）

■ 英国健全性監督機構（PRA）は、2023～2024年の監督計画を公表した。保険セクターの規制・監督に関する主な施策は以下のとおり。

<p>銀行および保険セクターの安全性と健全性の維持と強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> • ソルベンシーIIのレビュー：法律が制定された後、その実施に必要な規則や監督上の期待を定める。それには、内部モデルの承認にかかるルールの特化、マッチング調整（MA）の適格資産の範囲の拡大、リスク・マージンの削減、MAポートフォリオで保有する資産に適用する基本的なスプレッド（fundamental spread）に対する自主的なアドオンの許容等が含まれる。また、監督上の報告と開示の要件を最終化する。 • 破綻処理制度：英国財務省が主導する保険会社の破綻処理制度の設計を積極的にサポートする。 • 保険ストレス・テスト：次の保険ストレス・テストのタイムラインを2023年第2四半期に公表する。 • 再保険リスク：新たな年金ビジネスにおける長寿リスクの出再の増大が与える影響、および、英国の生命保険市場におけるより複雑な資金提供型再保険（funded reinsurance）の進展を注視している。また、再保険の集中リスクなど、保険会社の再保険戦略が「ブルーデント・パーソンの原則」を遵守しているかどうかを評価する。 • 損害保険会社の支払い保険金：インフレーションが損害保険会社の支払い保険金に与える影響、および、保険会社の対応を引き続き評価する。 • オペレーショナル・レジリエンス：PRAは、特に、影響の許容度の範囲内で重要なビジネス・サービスを提供できるかという点に焦点をあて、オペレーショナル・レジリエンスにかかる金融機関の取組みを評価する。
---	---

<p>新たなリスクや エマージング・リ スクの早期の 特定と国際的 な政策の策定 のリード</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国際的な協力の枠組みの構築、デジタルイゼーションにかかる政策措置の検討、人工知能（AI）および機械学習（ML）がもたらす機会とリスクへの対応、暗号資産の規制上の取扱い、気候変動にかかる財務リスクへの対応などに注力する。
---	---

インプリケーション：PRAが公表した主な施策のうち、ソルベンシーIIのレビュー、再保険の規制・監督、オペレーショナル・レジリエンス、AI/MLがもたらすリスクへの対応の4つは、特に注目に値する。

（出所）PRA ‘Prudential Regulation Authority Business Plan 2023/24’

執筆者

小林 晋也 / Shinya Kobayashi

マネージングディレクター

ファイナンシャルサービスズ

リスクアドバイザー事業本部

有限責任監査法人トーマツ

Deloitte.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市に約 1 万 7 千名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（ www.deloitte.com/jp ）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オーストラリア、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約 415,000 名の人材の活動の詳細については、（ www.deloitte.com ）をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト・ネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生し得るいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of

Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2023. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301